

中心市街地活性化に関する各府省庁による 近年の取組状況及び令和2年度予算概算要求等の概要

1. 各府省庁による近年の取組状況・・・・・・・・・・ P 1～P 22

府省	支援措置	支援措置区分
内閣府	地方創生推進交付金	(3)
総務省	中心市街地活性化ソフト事業	(2) ①
	中心市街地再活性化特別対策事業	(2) ①
文部 科学省	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	(3)
	伝統的建造物群基盤強化事業	(3)
	公立文教施設の整備	(3)
厚生 労働省	医療提供体制施設整備交付金	(3)
	社会福祉施設等施設整備費補助金	(3)
	保育所等整備交付金	(3)
	保育対策総合支援事業費補助金	(3)
	地域支援事業交付金	(3)
農林 水産省	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	食品流通拠点施設整備事業	(3)
経済 産業省	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事業	(2) ①
	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち魅力向上等活動事業	(2) ①
	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業	(2) ②
	地域小規模事業者支援人材育成事業のうち、タウンマネージャー等育成事業	(3)
	商店街活性化・観光消費創出事業	(3)
国土 交通省	中心市街地共同住宅供給事業	(1)
	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	(2) ①
	防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	(2) ①
	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	(2) ②

支援措置区分：(1) 法に定める特別の措置 (2) ①認定と連携した特別措置 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置 (3) その他の支援措置

2. 令和2年度予算概算要求等の概要・・・・・・・・・・ P 23～P 28

3. 各府省庁補足説明資料・・・・・・・・・・ P 29～P 50

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

内閣府地方創生推進事務局

【支援措置名】 地方創生推進交付金
【支援措置区分】（３） その他の支援措置
【概要】 地域再生法に基づく地域再生計画に位置付けられた、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。
【近年の取組状況】 ○中心市街地活性化基本計画に記載された交付対象事業の例（2019 年度採択事業） ・ <u>静岡県藤枝市 お試し移住事業、街なか多世代交流推進事業</u> ＣＣＲＣモデル実証地区にて、高齢者施設への短期間の滞在を行う移住体験や、高齢世代や子育て世代など幅広い世代の交流機会を創出する講座やイベント等を開催し、アクティブシニアの街なかへの居住の促進を図る。 ※「藤枝版コンパクト＋ネットワーク型ＣＣＲＣ 高齢者が活躍するまちづくり」としての採択額 13,150 千円の内数 ・ <u>鹿児島県鹿児島市 鹿児島市版ＤＭＯ推進事業</u> 鹿児島観光コンベンション協会への支援を通して、外国人観光客をメインターゲットに、地域の多様な関係者と一体となって、WEBを中心とした情報発信の強化や飲食店のメニューの多言語化などの取組を推進する。 ※「アジアの中核都市・KAGOSHIMA CITY形成プロジェクト」としての採択額 42,772 千円の内数
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。
【対象事業の分類】 ①イベント事業 ②講演会、シンポジウム等 ③後継者育成研修事業 ④事業の具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等 ⑤空き店舗対策事業 ⑥その他特に重要なソフト事業 【近年の取組状況】 平成 30 年度においては、618 件を特別交付税の対象とした。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地再活性化特別対策事業
【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。
【対象となる施設整備の例】 ・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等） ・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等） ・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等） ・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等） 【近年の取組状況】 平成 30 年度においては、22 事業・総額 10,919.6 百万円を一般単独事業債の対象とした。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 文化財保護法第35条第1項等の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○本事業では、重要文化財建造物に対し、経年劣化等の破損状況に応じ、適切な周期で必要な保存修理事業を実施している。また、修理時期の文化財を活用し、修理現場の公開や、修理によって得られた新たな知見を公開するための情報発信を同時に実施している。令和元年度では、148件の事業を実施している。(令和元年9月現在) <採択事業> ・富山県高岡市 瑞龍寺山門ほか8棟保存修理事業(H24-32) 事業費 75,000 千円 国庫補助額 41,250 千円 ・岡山県倉敷市 井上家住宅ほか4棟保存修理事業(H24-34) 事業費 100,000 千円 国庫補助額 85,000 千円 ・愛媛県松山市 道後温泉本館神の湯本館ほか7棟保存修理事業(H30-36) 事業費 344,539 千円 国庫補助額 172,269 千円 ・長崎県長崎市 旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存修理事業(H26-37) 事業費 400,000 千円 国庫補助額 200,000 千円 (など) <代表事例> 【愛媛県松山市 道後温泉本館ほか6棟保存修理事業】 道後温泉の中核施設である道後温泉本館他に対し、耐震補強工事を含めた保存修理事業を実施し、事業期間中も、現場公開等において保存修理事業の情報発信をおこなう。これにより来訪者の増大にともなう新たな雇用の創出や、空き店舗の解消、若者の地方回帰に寄与する。 【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】伝統的建造物群基盤強化事業
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】文化財保護法第 146 条の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度は、43道府県98市町村118地区ある重要伝統的建造物群保存地区のうち、41道府県91市町村107地区において、伝統的建造物群基盤強化事業を実施している。 ＜実施事業（伝統的建造物群基盤強化事業）＞ ・ 栃木県栃木市 事業費 220,792 千円 国庫補助額 110,396 千円 ・ 石川県金沢市 事業費 167,114 千円 国庫補助額 83,557 千円 ・ 岡山県倉敷市 事業費 167,957 千円 国庫補助額 83,978 千円 ・ 長崎県長崎市 事業費 89,025 千円 国庫補助額 44,512 千円 （など） ＜代表事例＞ 【栃木県栃木市 伝統的建造物群基盤強化事業】 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内にある旧味噌工場（伝統的建造物）において、観光・まちづくり・防災拠点施設整備を実施する。敷地内の多数の文化財建造物の保存とともに、周辺の歴史的風致の向上、地区住民や来訪者の安全につながるものであり、観光客の増加にも寄与する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

【支援措置名】 公立文教施設の整備
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行っている。
【近年の取組状況】 ○令和元年度は、公立学校施設整備費として1,608億円計上し、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、地域の人々の交流の場等を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図っている。また、社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に寄与している。 【地域・学校連携施設整備事業の例】 学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、他の文教施設と福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設（多目的ホール等）を国庫補助の対象としている。 【スポーツ施設（社会体育施設）整備事業の例】 地域の再生と活性化に寄与することを目指し、スポーツに関する研修、講習会等に利用できる研修室、体育室・武道室及びトレーニング室等を備えたスポーツ施設を整備している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省医政局医療経理室

【支援措置名】医療提供体制施設整備交付金
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】 医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度は、都道府県において事業者の選定を行っているところ。 ＜平成３０年度採択事業＞ ・群馬県高崎市 治験施設施設整備事業 事業費 23,564 千円 交付額 778 千円 ・石川県金沢市 救急ヘリポート施設整備事業 事業費 40,128 千円 交付額 13,242 千円 ・長野県上田市 医療施設耐震整備事業 事業費 10,120 千円 交付額 4,806 千円 ・滋賀県長浜市 小児医療施設施設整備事業 事業費 207,955 千円 交付額 15,098 千円（など）
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【支援措置名】社会福祉施設等施設整備費補助金
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。
【近年の取組状況】 ○平成３１年３月２７日社援発０３２７第１号「平成３１年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」において、「文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの」を優先的整備対象としている。 ○令和元年度当初予算にかかる都道府県・指定都市・中核市に対する６月の内示実績は、５６２件に対し１９０億円である。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省子ども家庭局保育課

【支援措置名】 保育所等整備交付金
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】 保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度において、市町村に対して３回内示を行っており、認定を受けた市町村における実績は２１０件に対し１７１．５億円である。今後１０月と１２月の２回の内示を予定している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省子ども家庭局保育課

【支援措置名】 保育対策総合支援事業費補助金
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】 「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援する。
【近年の取組状況】 <平成 30 年度の実施状況> ○平成 30 年度当初予算において、409 市区町村に対し 206 億円の補助金の交付を行った。 （上記市区町村には、中心市街地活性化基本計画の認定を受けている 49 自治体を含む）
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省老健局振興課

【支援措置名】地域支援事業交付金
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】 介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なる。
【近年の取組状況】 ○地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する（介護サービスの質の向上に資する事業）。 ＜平成 29 年 4 月 1 日現在の実施状況＞ 介護サービスの質の向上に資する事業 307 市町村において実施。 ※弘前市、山形市、酒田市等、現時点で中心市街地活性化基本計画の認定を受けている市においても実施。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局地域整備課

【支援措置名】 農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)
【支援措置区分】(3) その他の支援措置
【概要】 地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載 【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和元年度予算額 9 7 7 億円の内数) 【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和元年度予算額 5 3 2 億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局水資源課

【支援措置名】 地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載 【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和元年度予算額 9 7 7 億円の内数) 【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和元年度予算額 5 3 2 億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室

【支援措置名】 食品流通拠点施設整備事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取組として状況把握が困難なため、事業全体での取組状況を記載 各都道府県は配分された予算の範囲内で、中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が整備計画に基づき実施する①～⑤の施設整備の取組に対して、予算の配分等をおこない、事業を実施している。 (①品質・衛生管理高度化施設整備、②物流効率化に向けた施設整備、③卸売市場再編促進施設整備、④輸出促進対応卸売市場施設整備、⑤卸売市場防災対応施設整備の取組) (令和元年度予算額 2 3 0 億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事業
【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置
【概要】 中心市街地活性化法に基づく、地域への波及効果の高い複合商業施設整備や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度は１回の募集を行い、２事業を採択した。 ＜採択事業＞ ・大阪府高槻市 株式会社アベストコーポレーション ホテルアベストグランデ高槻 ・長崎県諫早市 株式会社タマチ いさはや Third Place 創出事業 ＜代表事例＞ 【大阪府高槻市 株式会社アベストコーポレーション ホテルアベストグランデ高槻】 インバウンド対応型観光コーナーやコンベンション施設等を有する宿泊施設を整備。国内外の宿泊客を引き込むことで、地域の商業施設で食事や買い物を促進する。また、レストランでは地産地消を進めることで、食材のイメージアップや情報発信も担い、国内外の需要・販路開拓に貢献する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち魅力向上等活動事業
【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置
【概要】 中心市街地活性化法第４２条に定める経済産業大臣の認定を受けた民間中心市街地商業活性化事業であって、商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化などの波及効果を継続的にもたらし、社会的ニーズ、公共性・公益性の高い事業を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度は１回の募集を行い、２事業を採択した。 ＜採択事業＞ ・石川県金沢市 株式会社金沢商業活性化センター 中心市街地チャレンジ出店促進事業 ・熊本県熊本市 一般社団法人すきたい熊本協議会 回遊行動モデル構築・分析事業 ＜代表事例＞ 【石川県金沢市 株式会社金沢商業活性化センター 中心市街地チャレンジ出店促進事業】 商店街や大型店などの空き店舗・空きスペースに、適切な事業者を期間限定で誘致し、正規出店へと繋げていく。併せて、出店事業者からマーケティングデータも収集する。また、キャッシュレスの普及動向把握のため、決済手段のレジカウント数による利用比率や売上比等の実態調査もあわせて行い、市や商工会議所、商店街等にもフィードバックすることでインバウンド対策等に役立てる。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業
【支援措置区分】（２）②認定と連携した重点的な支援措置
【概要】 中心市街地活性化に向けたプロジェクト推進等に資する専門人材の活用や、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業に対して支援する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度は１回の募集を行い、27 事業を採択した。 8 月に２回目の募集（調査事業）を開始。 ＜採択事業＞ ・熊本県益城町 益城町商工会 全町の復興を牽引する中心市街地活性化施策（特に都市拠点における施設整備）に関する基礎的調査事業 ・北海道長沼市 一般社団法人ながぬま 長沼町中心市街地活性化プロジェクト調査事業 ・長崎県雲仙市 雲仙市商工会 雲仙市小浜地区における中心市街地活性化調査事業 ・長野県佐久市 佐久商工会議所 専門人材活用支援事業 （など） ＜代表事例＞ 【熊本県益城町 益城町商工会 全町の復興を牽引する中心市街地活性化施策（特に都市拠点における施設整備）に関する基礎的調査事業】 中心市街地やそこで新たに整備していく施設に対するニーズ等を把握し、各施設・取組の適正規模・機能や商工会及びまちづくり会社に求められる役割・活動等について整理し、今後の施設整備やまちづくりに活用し得る基礎資料とするためのアンケート調査等を実施。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】地域小規模事業者支援人材育成事業のうち、タウンマネージャー等育成事業
【支援措置区分】（３）その他の支援措置
【概要】 中心市街地活性化に係る多様な知識を有し、活性化の推進を担うまちづくりの中核となる人材及びそれらを支える人材を育成するため、研修の実施・教材の提供・各種情報提供等からなる人材育成プログラムを実施する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度は、10月から座学研修、実地研修を順次行う予定である。 【今後の予定】 ・座学研修 （概要）まちづくりの第一線で活躍する講師から、まちの現状分析・課題の発見、事業戦略・事業計画の立案、ハード・ソフト事業の実行支援、まちづくり会社の財務会計等、まちづくりに関する様々なノウハウを広く体系的に学ぶもの。 （日程／場所）10月16日（水）～17日（木） 東京都内 ・実地研修 <インターンシップ型> （概要）まちづくりの先進地域において、まちづくりを先導してきたタウンプロデューサー等の直接指導のもと、現場の実務を通して実践的なまちづくりの考え方や手法を少人数でじっくり学ぶもの。 （日程／場所）①10月9日（水）～11日（金） 北海道富良野市 ②10月下旬 滋賀県守山市 山形県山形市、東京都青梅市、山口県周南市でも開催予定（時期未定） <課題解決型> （概要）まちづくりに課題を抱える地域を公募し、講師の指導のもと、課題解決に繋がる事業計画・企画を受講者が作成するもの。 （日程／場所）公募により決定（公募時期未定）
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 中小企業庁 商業課

【支援措置名】商店街活性化・観光消費創出事業
【支援措置区分】（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置
【概要】 地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むための商店街の取組を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和元年度（平成３１年度）は、これまで１次採択分までで４８事業を採択した。 ＜採択事業＞ ・青森県黒石市／こみせ通り商店街振興組合・逢春株式会社／中町こみせ通りを活用した複合宿泊施設整備による黒石市中心市街地観光消費創出事業 ・埼玉県川越市／川越立門前商栄会・ＴＭＫ株式会社／川越立門前商栄会とＴＭＫ株式会社が連携し、旧鶴川座を再生・利活用した賑わい復活事業 ・香川県高松市／高松丸亀町商店街振興組合／木育キャラバン 2019in 丸亀町 ・沖縄県沖縄市／プラザハウステナント会・株式会社プラザハウス／コザ文化のコアコミュニティを再生する「まちづくり拠点整備」による消費創出事業 など
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 中心市街地共同住宅供給事業
【支援措置区分】（１）法に定める特別の措置
【概要】 法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、又は法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、認定中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 秋田県秋田市 中通二丁目地区 【全体事業費 約 2,641 百万円 事業期間 平成 29 年度～令和 2 年度】 中心市街地の低未利用地を活用し、中高齢者をメインターゲットとした優良な住宅を供給することに加え、医療施設や居住者のコミュニティスペースを整備することにより、多世代共生型 C C R C 拠点として、地区内外からの移住者を受け入れるなど、中心市街地の人口増加に寄与し、活性化に取り組む。 平成 30 年 9 月に建築工事着工済。 ・ 北海道岩見沢市 3・5 地区 【全体事業費 約 380 百万円 事業期間 平成 22 年度～令和元年度】 低密度な土地利用となっている中心市街地において、優良な共同住宅を供給することで、居住人口の増加を図る。 平成 31 年 4 月に建築工事着工済。 ・ 静岡県浜松市 常盤町西街区 【全体事業費 約 4,622 百万円 事業期間 平成 29 年度～令和元年度】 駅前の低未利用地において、住宅等を整備することで、土地利用の高度化、市街地環境の向上及び都心居住の推進を図る。 平成 29 年 9 月に建築工事着工済。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省都市局市街地整備課
国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置
【概要】 まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 石川県金沢市 近江町市場地区 【全体事業費 約 1,500 百万円 事業期間平成 26 年度～令和元年度】 新たな交流スペースと立体駐車場からなる複合施設を整備し、新たな交流拠点の整備と来場者の環境向上を高めることにより、商店街の活性化を図る。 平成 30 年 6 月に建築工事着工済。 ・ 兵庫県姫路市 キャスティ 21 イベントゾーン周辺地区 【全体事業費 約 24,335 百万円 事業期間 平成 28 年度～令和 2 年度】 文化・芸術と交流・賑わいの拠点となる文化コンベンション施設のうち、市民の文化芸術の拠点となるホール及び駐車場等の周辺施設を整備することにより、中心市街地の活性化を推進する。 平成 30 年 10 月に建築工事着工済。 ・ 山形県酒田市 酒田市中心市街地中町地区 【全体事業費 約 135 百万円 事業期間 令和元年度～令和 2 年度】 地域住民が集う多目的ホールや情報センター等を整備し、周辺にある公益施設等と連携しながら、にぎわいのあるまちづくりを推進する。 令和 2 年 1 月に建築工事着工予定。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省都市局市街地整備課

【支援措置名】社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
【支援措置区分】（２）②認定と連携した重点的な支援措置
【概要】 市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 - 群馬県高崎市 高崎市中心市街地地区 【全体事業費 3,951 百万円 事業期間 平成 28 年度～令和 2 年度】 交通拠点機能強化及び交流拠点にふさわしいまちなか景観の創出により、来街者の増加を図るとともに、各公益施設へのアクセス性を高めることにより、まちなかの賑わいと回遊性向上を図るため、駅前広場やペDESTリアンデッキ等の整備を実施している。 - 兵庫県姫路市 姫路駅周辺地区 【全体事業費 10,538 百万円 事業期間 平成 27 年度～令和元年度】 大規模集客施設の誘導と高次都市機能の集約及び歩行者動線等の整備による回遊性の向上を推進するため、土地区画整理事業や駅前広場再整備等を実施している。 - 長崎県長崎市 長崎駅周辺地区 【全体事業費 7,008 百万円 事業期間 平成 30 年度～令和 3 年度】 交通結節機能の強化や、歩行者動線、案内板等の整備による回遊性の向上により、長崎市全体の活性化を目指し、ペDESTリアンデッキや歩行支援施設、地域交流センター等の整備を実施している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する国の支援措置に係る令和2年度予算概算要求等の概要

整理 番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置 区分	担当部局等		令和2年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
1	地方創生推進交付金	地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度に渡り取り組む先導的な事業、特に東京圏からのUターン等の促進及び地方の担い手不足対策を安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する。	(3)	内閣府	地方創生推進事務局	120,000	拡充	100,000	—	○	地域再生法第5条4項1号 地域再生法13条	
2	地域少子化対策重点推進交付金	地方自治体が行う少子化対策事業(「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」)について、優良事例を横展開することにより、地域の実情や課題に応じた取組を支援する。 また、新婚世帯を応援する結婚新生活支援事業を支援する。	(3)	内閣府	子ども・子育て本部	2,550	拡充	950	—	—		
3	中心市街地活性化ソフト事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。	(2)①	総務省	地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—		
4	中心市街地再活性化特別対策事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。	(2)①	総務省	地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—		
5	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁)	文化資源活用課	11,816	拡充	11,366	—	○	文化財保護法第35条1項	
6	伝統的建造物群保存修理等事業	歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁)	文化資源活用課	2,084	拡充	1,768	—	○	文化財保護法第146条	
7	公立文教施設の整備	公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行う。	(3)	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	232,269の内数	継続	160,816の内数	—	○	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項、第12条第1項	
8	医療提供体制施設整備交付金	医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。	(3)	厚生労働省	医政局	4,080	継続	10,384	—	—		
9	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。	(3)	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部	8,000	拡充	6,882 (十臨時・特別の措置分:12,628)	—	○	生活保護法第75条第2項 等	
10	保育所等整備交付金	保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。	(3)	厚生労働省	子ども家庭局	78,695	継続	64,831	—	○	児童福祉法第56条の4の3	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		令和2年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
11	保育対策総合支援事業費補助金	「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援する。	(3)	厚生労働省	子ども家庭局	47,660 うち要求額: 39,054 要望額: 8,605	拡充	39,382	—	—		
12	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。	(3)	厚生労働省	老健局	194,119	継続	194,119	—	○	介護保険法第122条の2	
13	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省	農村振興局	111,257の内数	継続	97,714の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
14	農村集落基盤再編・整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省	農村振興局	57,940の内数	継続	53,217の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
15	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省	農村振興局	111,257の内数	継続	97,714の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
16	地域用水環境整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省	農村振興局	57,940の内数	継続	53,217の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
17	食品流通拠点施設整備事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援する。	(3)	農林水産省	食料産業局	29,607の内数	継続	23,024の内数	—	○	卸売市場法第72条	
18	中心市街地共同住宅供給事業	認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。	(1)	国土交通省	住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数	—	○	中心市街地の活性化に関する法律22条～34条	
19	都市開発資金(用地先行取得資金)	〔中心市街地活性化促進用地〕 都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。	(2)①	国土交通省	都市局市街地整備課	1,320百万円	継続	1,135百万円	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項	

整理 番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置 区分	担当部局等		令和2年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
20	社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らしにぎわい再生事業)	まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。	(2)①	国土交通省	都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
21	社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))	空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省	都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数	—	—		
22	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省	道路局環境安全・防災課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
23	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	・都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。 ・中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援します。	(2)②	国土交通省	都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
24	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援を行います。	(2)②	国土交通省	都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数	—	—		
25	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省	都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
26	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業(都市再生区画整理事業)を支援します。	(2)②	国土交通省	都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
27	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。	(2)②	国土交通省	都市局公園緑地・景観課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数	—	—		
28	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		令和2年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
29	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省	港湾局計画課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
30	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。	(2)②	国土交通省	水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
31	社会資本整備総合交付金(住宅 宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤 特定治水施設等整備事業)	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省	水管理・国土保全局 治水課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
32	社会資本整備総合交付金(住宅 市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基 盤整備事業)	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。	(2)②	国土交通省	住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
33	社会資本整備総合交付金(バリア フリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー 環境整備促進事業)	バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備または、認定特定建築物の建築等に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
34	社会資本整備総合交付金(優良 建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等 整備事業)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
35	社会資本整備総合交付金(住宅 市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総 合整備事業)	既存市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
36	社会資本整備総合交付金(地域 住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画 に基づく事業)	地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。	(2)②	国土交通省	住宅局住宅総合整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
37	社会資本整備総合交付金(街な み環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整 備事業)	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		令和2年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
38	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	中心市街地の区域外で都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省	道路局環境安全・防災課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
39	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	・都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。 ・中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の駐車場、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援を行います。	(3)	国土交通省	都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
40	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省	水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 1,003,691百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,261,143百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 871,341百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,317,318百万円の内数	—	—		
41	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。 なお、民間都市開発事業について、（一財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画、同法第95条に規定する民間誘導施設等整備事業計画又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第7条に規定する民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。	(3)	国土交通省	都市局まちづくり推進課 都市開発金融支援室	—	継続	—	—	○	都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1号	まち再生基金を原資に支援。
42	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付けを行います。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。	(3)	国土交通省	都市局まちづくり推進課 官民連携推進室	0	継続	0	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第25条、第26条	
43	鉄道駅総合改善事業費補助	駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省	鉄道局都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室	2,838百万円の内数	継続	2,704百万円の内数	—	—		
44	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業)	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。	(3)	国土交通省	総合政策局 地域交通課	26,394百万円の内数	継続	21,959百万円の内数	—	—		
45	鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)	踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行います。	(3)	国土交通省	鉄道局施設課	9,291百万円の内数	継続	6,320百万円の内数	—	○	踏切道改良促進法第10条	

整理 番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置 区分	担当部局等		令和2年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
46	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等))	大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、新線建設や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。	(3)	国土交通省	鉄道局都市鉄道政策課	9,325百万円の内数	継続	【都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)】 8,741百万円の内数 【幹線鉄道等活性化事業費補助】 585百万円の内数	—	—		
47	都市鉄道利便増進事業費補助	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。	(3)	国土交通省	鉄道局都市鉄道政策課・都市鉄道政策課駅機能高度化推進室	11,568百万円の内数	継続	11,568百万円の内数	○	—		
48	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。	(3)	国土交通省	官庁営繕部計画課	21,758百万円の内数	継続	17,983百万円の内数	—	—		
49	官民連携まちなか再生推進事業	まちなかの賑わいの創出や多様な人材が集積した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成など、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民連携による官民連携まちなか再生協議会の形成や目指す将来像の共有に向けた地域まちなか再生方針の策定、地域まちなか再生方針の実現に向けた取組を総合的に支援します。	(3)	国土交通省	都市局まちづくり推進課 官民連携推進室	700百万円	新規	—	—	—		

支援措置区分 (1):法に定める特別の措置 (2)①:認定と連携した特例措置 (2)②:認定と連携した重点的な支援措置 (3):その他の支援措置

各府省庁補足説明資料

総務省	P30～P31
文部科学省	P32～P34
厚生労働省	P35～P42
経済産業省	P43～P47
国土交通省	P48～P50

総務省における中心市街地活性化施策の概要

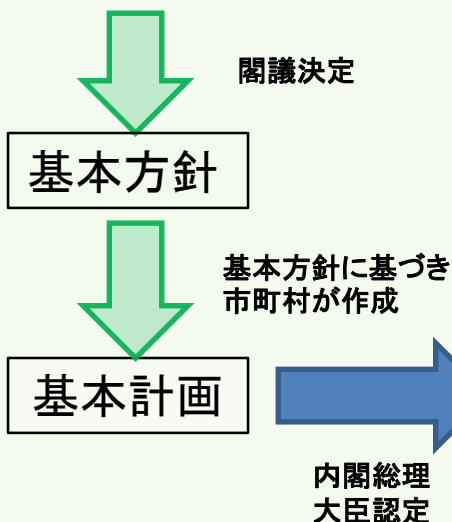
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



総務省の認定基本計画への支援措置

・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について、特別交付税により措置する。

・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

①イベント事業

②講演会、シンポジウム等

③後継者育成研修事業

④具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤空き店舗対策事業

⑥その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は358件に達し、本格的な修理の時期に達している。

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説版等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、観光振興に寄与する。



案内板による工事の解説

工事を見学できる仮設道路を設置

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。

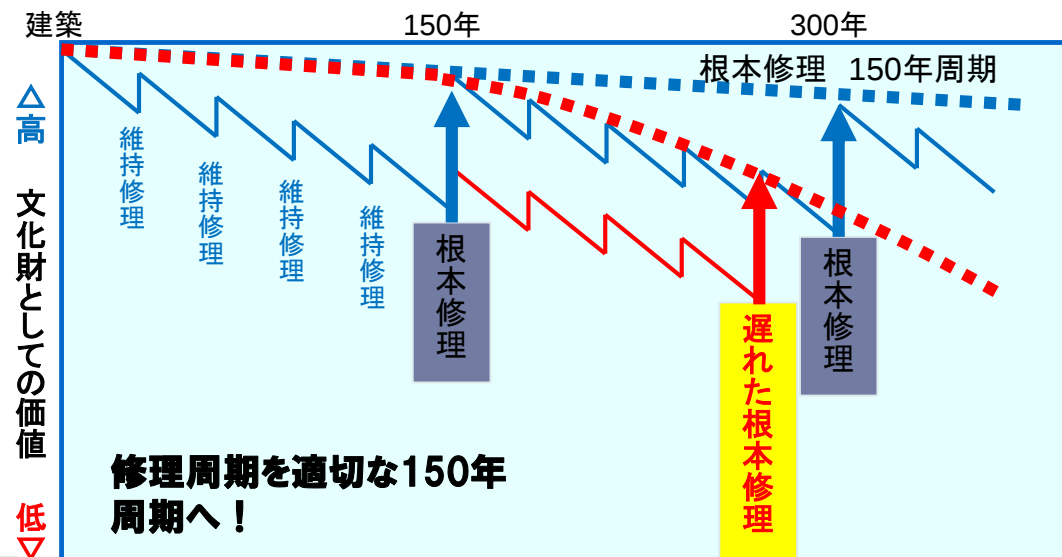


旧下関英国領事館
バリアフリー設備（山口県）



（国宝重文）
東照宮サイン整備（栃木県）

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



※伊原恵司氏（文建協調査室長）の研究論文（1990.8）による

〈適切な周期〉

根本修理（解体、半解体修理）：平均150年周期

維持修理（屋根葺替・塗装修理）：平均 30年周期

適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



国宝清水寺本堂屋根施工の様子（京都府）



国宝旧富岡製糸場西置繭所（群馬県）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

耐震対策

防災対策

買 上

公開活用整備



伝統的建造物の修理
と耐震



美しい町並みの回復



災害に強いまちづくり



にぎわいの創出

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、
地区全体の魅力と安全性を向上

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

公立学校施設の整備

令和2年度要求・要望額 232,269百万円
(前年度予算額 66,720百万円)

※防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）は予算編成過程で検討



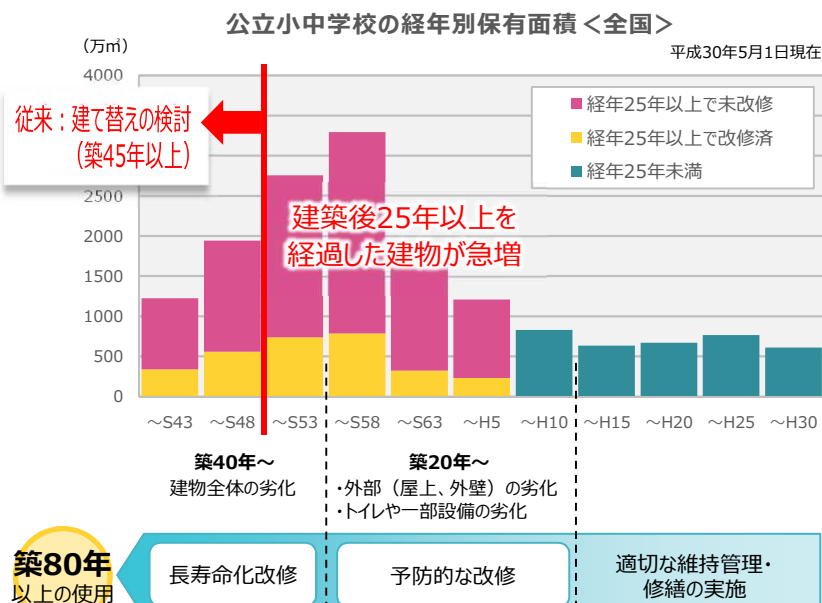
背景

学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**である。

このため、子供たちの安全と健康を守り、**計画的・効率的な長寿命化**を図る整備を中心とした教育環境の改善等を推進する。
また、近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、**耐震化**や**非構造部材の耐震対策**などを推進し、学校施設の強靱化を図る。

現状と課題

子供たちの安全と健康を守るため、**計画的・効率的な長寿命化**が急務



今後は、長期間の使用を前提としたライフサイクルへ移行



◆公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

○計画的・効率的な長寿命化の推進

- ・将来の財政負担の縮減と老朽化による事故等の危険リスクを低減する計画的・効率的な施設整備の推進
- ・空調設置、給食施設の整備や教育環境の改善等

○小中学校等の教室不足への対応等

- ・新築や増築による教室不足の解消、バリアフリー対策等

○防災・減災、国土強靱化のための緊急対策【予算編成過程で検討】

- ・非構造部材を含む耐震対策、トイレ改修等

◆制度改正の内容

○長寿命化改良事業の制度拡充

- ・計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修を行う事業メニューを創設

○特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の拡充

- ・廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用を図り、特別支援学校の教室不足解消を促進するため、事業の算定割合を引上げ（1/3→1/2）

○屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長

◆建築単価

○対前年度比 +10.0%（資材費、労務費等の上昇分、空調設備分）

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合

令和元年度 193,600円/㎡ ⇒ 令和2年度 212,900円/㎡

※配分時には整備内容に応じた単価を設定

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和元年度予算額 令和2年度概算要求額
10,384,382千円 → 4,079,858千円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人)は補助対象外

注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、一部事務組合、広域連合、国民健康保険団体連合会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	腎移植施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	治験施設(公的は一部事務組合、広域連合、国民健康保険団体連合会のみ)	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	医療機器管理室(公的は一部事務組合、広域連合、国民健康保険団体連合会のみ)	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(公的は一部事務組合、広域連合を除く、民間は一部)	○	○	○	0.33
共同利用施設(開放型病棟等) (公的は一部事務組合、広域連合、国民健康保険団体連合会のみ)	○	○	○	0.33	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33	(新規)災害拠点精神科病院施設整備事業	○	○	○	0.5,0.33
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和元年度予算額
69億円

+ 126億円（臨時・特別の措置分）

→

令和2年度概算要求額
80億円

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
（補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4）

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

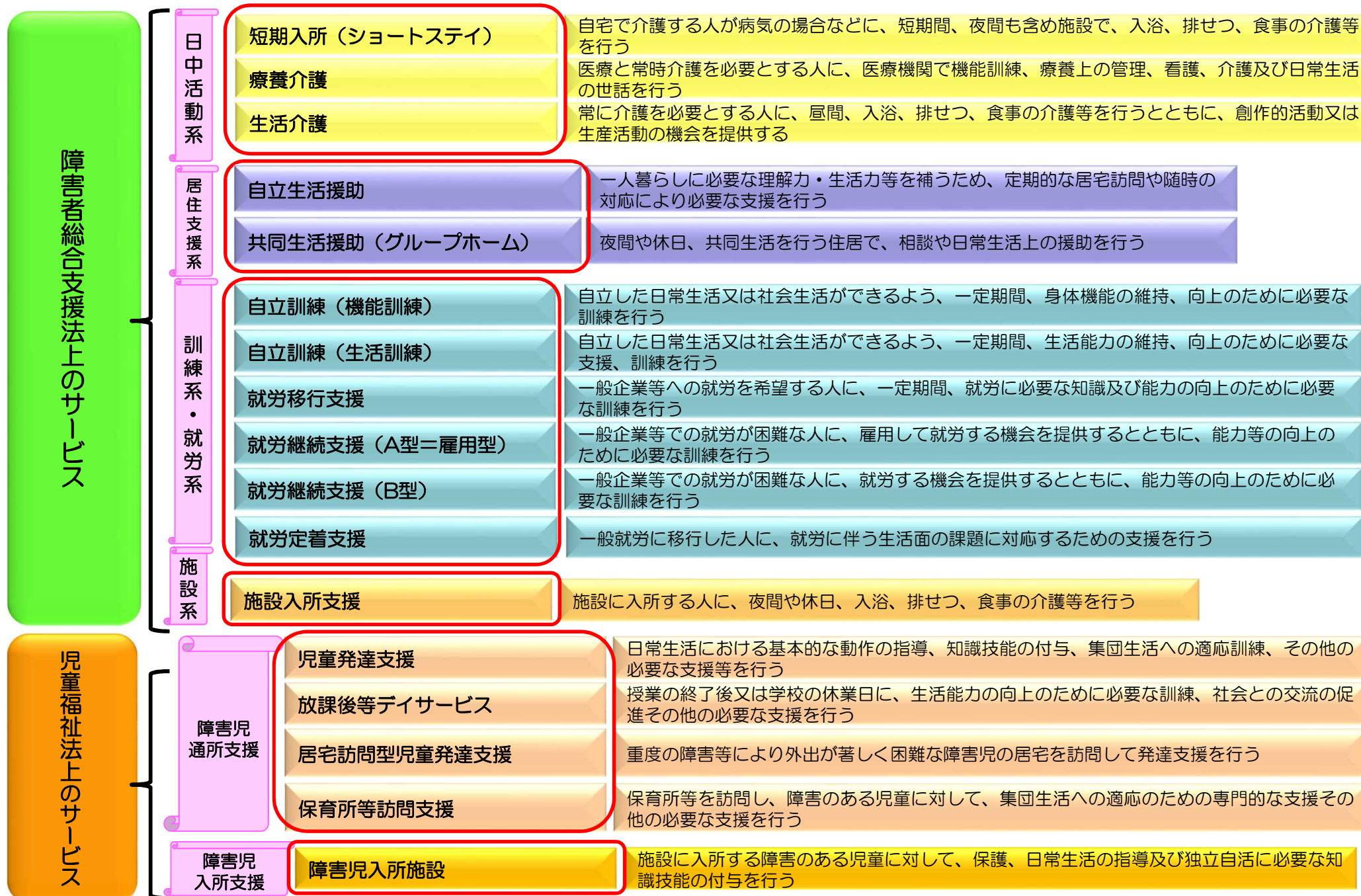
- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備を推進する。



1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。

※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。



2. 建設費の補助

- 社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

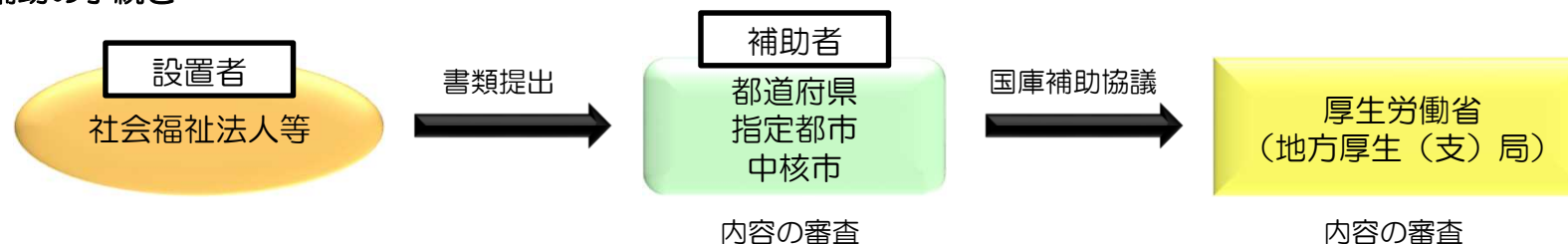
国庫補助を受ける場合

- ・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

保育所等整備交付金

(令和元年度予算)

(令和2年度要求)

648億円

→

787億円

※令和元年度予算額は、臨時・特別の措置（耐震化整備に必要な経費）を除く。

また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

（※）市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
（保育所及び認定こども園については公立を除く）

【補助割合】 国 1 / 2、市区町村 1 / 4、設置主体 1 / 4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国 2 / 3、市区町村 1 / 12、設置主体 1 / 4

保育対策総合支援事業費補助金

令和元年度予算:393.8億円 → 令和2年度要求:476.6億円

【事業内容】

○「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

○また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿整備に必要な保育人材の確保を図る。

○さらに、障害児の受入に必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

《見直し》事業目的・内容が類似する事業について大括り化することで、事業目的・内容をわかりやすくし、事業の活用を促進するとともに、自治体における申請事務負担等の軽減を図る。

【対象事業】

I 保育人材確保対策 149億円（124億円）

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②潜在保育士再就職支援事業
- ③保育士資格取得支援事業
（保育士資格取得支援事業、保育士試験による資格取得支援事業）
- ④保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ⑤保育体制強化事業【拡充】
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- ⑩保育人材等就職・交流支援事業
（保育所等における業務集約化推進事業、保育人材等就職支援事業、保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流支援事業）
- ⑪保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 258億円（188億円）

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業【拡充】
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業

⑥認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

- ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業
（都市部における保育所等への賃借料支援事業、保育所設置促進事業）

III その他事業 70億円（81億円）

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
（認可化移行調査・助言指導事業、認可化移行移転費等支援事業）
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業
- ⑥家庭支援推進保育事業
- ⑦3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑧保育利用支援事業（予約制）
- ⑨医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑩保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
- ⑪保育施設・事業の届出促進事業
- ⑫放課後居場所緊急対策事業
- ⑬小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑭新たな待機児童対策提案型事業
- ⑮待機児童対策協議会推進事業

地域支援事業の概要

令和2年度要求 公費3,882億円、国費1,941億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 1,978億円(989億円)

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,905億円(952億円)

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
- ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

うちイ、社会保障充実分
534億円(267億円)

- イ 社会保障の充実
 - i) 認知症施策の推進
 - ii) 在宅医療・介護連携の推進
 - iii) 地域ケア会議の実施
 - iv) 生活支援コーディネーターの配置

② 任意事業

- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

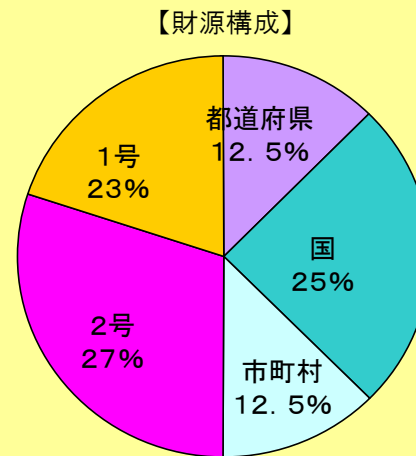
② 包括的支援事業・任意事業

- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

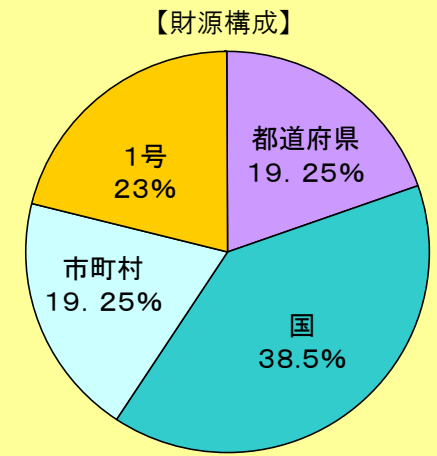
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

地域支援事業実施要綱（抄）

（平成 31 年 4 月 26 日一部改正）

別記 4 任意事業

3 事業内容

（3）その他の事業

カ 地域自立生活支援事業

② 介護サービスの質の向上に資する事業

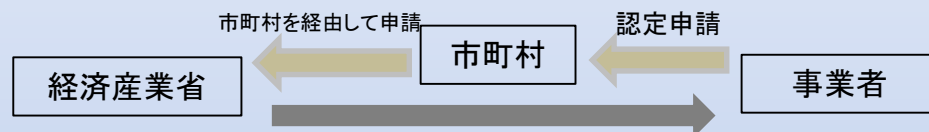
地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者と意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

- **中心市街地活性化基本計画**に基づき、
 - ① **意欲的な目標を掲げ**（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）
 - ② **中心市街地の経済活力を向上させる波及効果**があり
 - ③ **地元からの強いコミットメント**がある
- 民間商業施設整備プロジェクト**に対して
経済産業大臣が認定し、**補助金・税制優遇・低利融資**等の支援を実施。



● **税制優遇**

土地・建物の所有権の保存及び移転登記の際の
登録免許税を1／2に減免（令和元年度末まで）

● **低利融資**

日本政策金融公庫からの**低利融資**
（特利3：0.30～0.50%、貸付額最大7.2億円）

※認定中心市街地の卸・小売り業者に対する支援の特利3は、貸付額最大7200万円

※特利3は平成31年1月17日現在のもの

● **補助金**

施設整備事業補助の**補助率1／2が2／3**，
補助上限額1億円が2.0億円に引き上げ。（令和元年度末まで）

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：18件

① **意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。**

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1％以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

② **中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。**

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

③ **地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。**

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

④ **当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。**

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

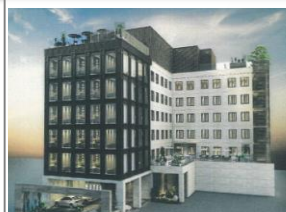
特定民間中心市街地経済活力向上(S特)事業の認定一覧 (参考) 認定: 18件



【雲南市】雲南都市開発(株)
『SAKURAマルシェ(仮称)整備事業』
認定: H30.4.16



【姫路市】エミス(株)
『姫路キャスティ210アバンB70
ック商業施設整備事業』[テ
ラッソ姫路]
認定: H27.6.12



【高槻市】
(株)アベストコーポレーション
『ホテルアベストグランド高槻』
認 定: H30.4.16



【福井市】福井駅西口開発(株)
『福井“色(しよ)”の玄関口整備事
業』[ハピリン]
認定: H27.8.13



【日光市】(株)オアシス今市
『小倉町周辺整備・商業施設整
備事業』[道の駅 日光街道ニコ
ニコ本陣]
認定: H27.3.9



【富良野市】ふらのまちづくり(株)
『フラノ・コンシェルジュ整備事業』
[コンシェルジュフラノ]
認定: H29.3.23



【津山市】新津山国際ホテル(株)・
(株)HNA津山
『新津山国際ホテル建設事業』
[新津山国際ホテル]
認定: H29.6.7



【唐津市】いきいき唐津(株)
『新天町パティオ街区再開発事業』
認定: H30.4.16



【長浜市】
合同会社長浜エリアマネジメント
『(仮称)生活文化創造拠点整備事業』
認定: H31.4.4



【八戸市】(株)江陽閣
『六日町地区複合ビル整備事業』
[ガーデンテラス]
認定: H27.5.12



【石巻市】(株)元気いしのまき
『かわまち交流拠点形成に向けた
商業施設整備によるまちなか活性化
事業』[いしのまき元気市場]
認定: H28.10.26



【川越市】TKM(株)
『旧鶴川座再生・利活用事業』
認定: H31.4.4



【諫早市】(株)タマチ
『いざはやThird Place創出事業』
認定: H31.4.4



【熊本市】
九州産交ランドマーク(株)
『(仮称)桜スクエア整備事業』
認定: H31.4.4



【高松市】高松琴平電気鉄道(株)
『瓦町駅核化プロジェクト事業』
[瓦町FLAG]
認定: H27.10.20



【掛川市】弥栄かけがわ(株)
『東街区商業集積整備事業』
[We+138Kakegawa]
認定: H27.9.3



【藤枝市】
(有)新日邦『藤
枝駅南口開発B
街区複合施設
整備事業』
[オーレ藤枝]
認定:
H27.11.6



【小田原市】箱根登山鉄道(株)
『旧ベルジュ新規建物建設事業』
[トザンイースト]
認定: H27.6.17

中心市街地の商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化、起業・創業、新規開業等を支援するまちづくり会社等の事業を経済産業大臣が認定することで、社会的認知、信用力の向上を図り、自立する推進主体（エリアマネジメント）を強化。

- 地方の中心市街地は、高齢化・人口流出等により、新規事業の企画力、推進力を有する人材が不足している状況。面的な広がりがない単発イベントが中心となり、独力で現状から脱却することは困難。
- 他方、成功している地域においては、まちづくり会社等が、魅力ある商店の開設や空き店舗等の情報提供・事業活動の場のマッチングを行うなど、中心市街地の活性化において重要な役割を担っている。
- しかし、まちづくり会社等は、一般的に社会的認知・信用力が不足しており、利害関係者の合意調整や資金調達が円滑に進まない場合も存在することから、大臣認定により、まちづくり会社等の信頼度の向上等を図る。

○ 4 2 条認定を受けたまちづくり会社等に対する日本政策金融公庫による低利融資
設備資金・運転資金に対して特別利率による低利融資。
(基準利率から約△0.65%～△0.9%)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構による情報提供等の協力業務（法第44条）

○中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）
資本金が3億円を超える中小企業者に対しても株式の引き受け・保有が可能

○ 4 2 条認定事業に対するソフト補助金（＊別途審査あり）
4 2 条認定事業のうち、先進性、継続性、公益性、エリア内への波及効果が認められる事業に対する補助（補助率2/3、上限1千万円）

Center City Street Revitalization Association

Agreement

Machi-zukuri Kaisha et al.

42-article certification application

Municipalities

Citizens

Certification

Application via municipalities

*** 経済産業大臣による認定** **認定：2件**

- 顧客の増加や小売業の経営の効率化を図る事業であること。
- 事業実施主体者が、必要な体制、知識及び能力並びに経理的な基礎を有していること。
- 事業等の実施スケジュールが明確であること。

- 顧客の増加に寄与する事業を支援する事業
- 商業・サービス業等の経営の効率化に寄与する研修その他の事業

開業支援事業

- ・空き店舗等の情報を提供し、出店希望者とマッチングを行うシステムの構築

経営の効率化のための事業

- ・歩行者通行量を解析し、顧客分析を行うシステムの構築

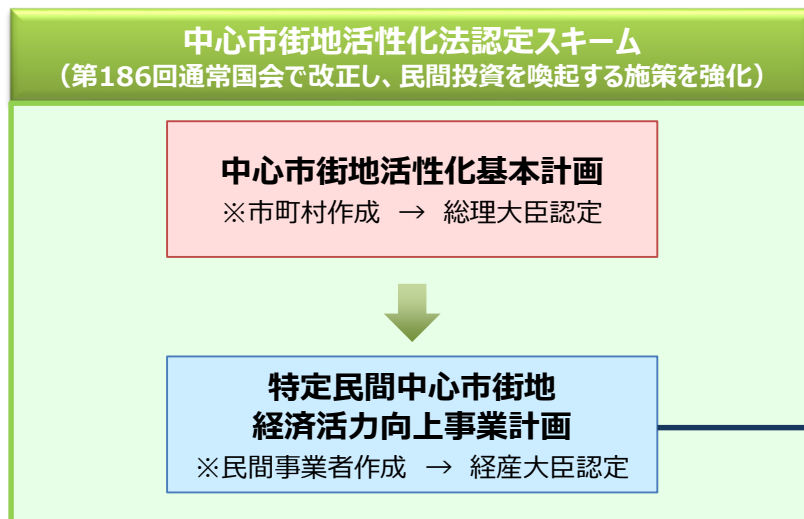
- 中心市街地は商業機能や公共的・文化的施設が集積した地域の経済及びコミュニティにとって重要な存在であり、人口減少社会が進展する中、その活性化を通じて、地域の活力や賑わいを維持・発展させていく必要がある。
- そこで、商業施設等の整備により、民間投資を喚起し、中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく土地・建物の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の2年間の延長を図る。

現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき、土地・建物の取得又は建物の建築を行った場合の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする。

- ・所有権の保存登記 1,000分の2（本則 1,000分の4）
- ・所有権の移転登記 1,000分の10（本則 1,000分の20）



要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和3年度末まで）



集客力が高く、中心市街地全体への波及効果が見込まれる民間商業施設等を整備する際に、登録免許税の特例措置による税制優遇支援を行う。

中心市街地活性化のための融資制度

～日本政策金融公庫 企業活力強化資金のご紹介～

- 中心市街地において、卸・小売・飲食店、サービス業に意欲的に取り組む中小企業・小規模事業者を、融資により支援。
- まちづくり会社については、卸・小売等を営むものに加えて、不動産賃貸業を営む場合にも、融資の対象として支援。
- 中心市街地活性化の核となる民間事業については、業種を問わず特別利率により支援し、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。

【基本事項】

	国民生活事業	中小企業事業
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	
金利	固定金利	
貸付限度額	設備資金7,200万円 運転資金4,800万円	設備資金 7.2億円 運転資金 2.5億円
貸付利率	基準利率	

【特別利率】

(ア) 中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は同地域において不動産賃貸業を営むまちづくり会社		
貸付利率	認定地域：特別利率C 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率B	認定地域：特別利率② 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率①
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	2.7億円
(イ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき当該事業を実施する者		
貸付利率		特別利率③
特別利率 適用限度額		貸付限度額の範囲
(ウ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等		
貸付利率		特別利率③
特別利率 適用限度額		2.7億円

【利率一覧】（平成31年 1月17日現在）

■ 中小企業事業（貸付期間の最短と最長のものを記載）				単位：%
基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③	
1.11～1.40	0.71～1.00	0.46～0.75	0.30～0.50	

■ 国民生活事業（無担保の場合）				単位：%
基準利率	特別利率A	特別利率B	特別利率C	
2.06～2.35	1.66～1.95	1.41～1.70	1.16～1.45	

まちづくり会社向け（平成31年度より拡充）（ア）

- 貸付対象
内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内においての卸売、小売、飲食サービス、サービス、不動産賃貸業のいずれかを営む者
※不動産賃貸業者の条件
(i) 行政出資3%以上等、中活法15条に規定されるまちづくり会社
(ii) 民間中心市街地商業活性化事業(中活法42条)認定を受けたまちづくり会社
中心市街地の商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化、起業・創業、新規開業等を支援するソフト事業に対し、経済産業大臣が認定。

- 資金使途
合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特)

- 貸付対象
(1) S特事業認定事業者 (イ)
地域住民等のコミットメントがあり、周辺地域への経済波及効果が見込まれる民間商業プロジェクトに対し、経済産業大臣が認定。
(2) S特整備施設内において、卸売、小売、飲食サービス、サービス業のいずれかを営む者 (ウ)
- 資金使途
合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

中心市街地内の事業者・サービス事業者向け（ア）

- 貸付対象
内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内の卸売、小売、飲食サービス、サービス業のいずれかを営む者
- 資金使途
合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

中心市街地共同住宅供給事業

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

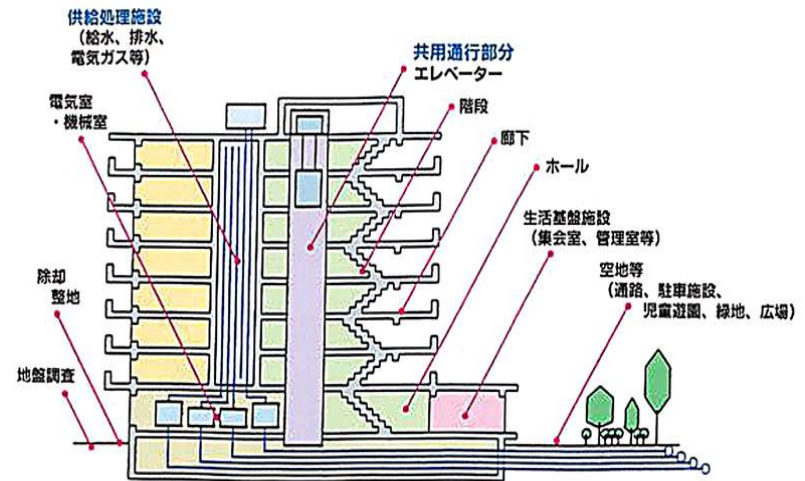
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



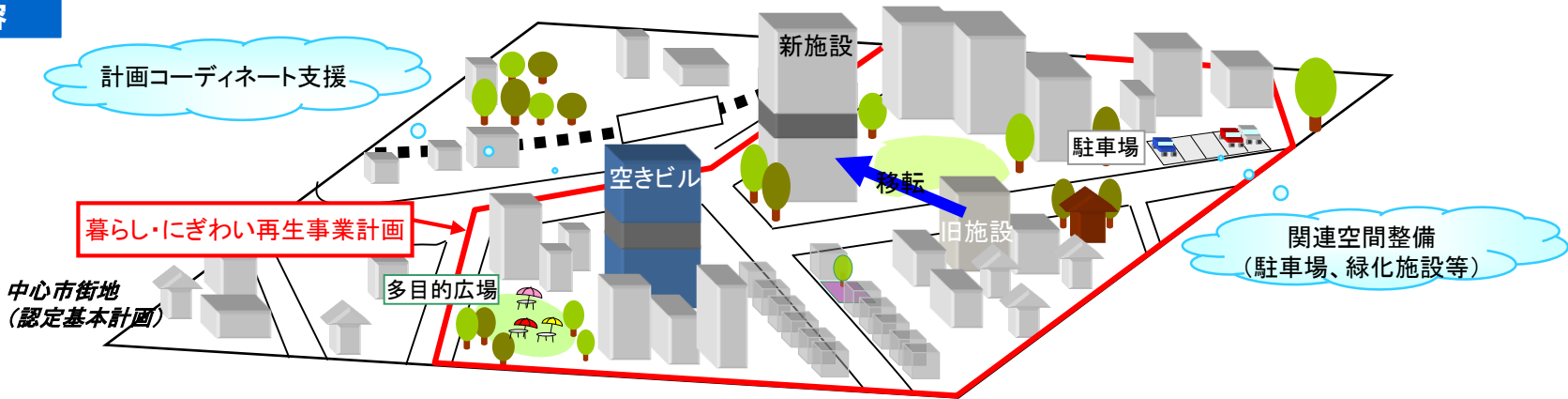
補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3

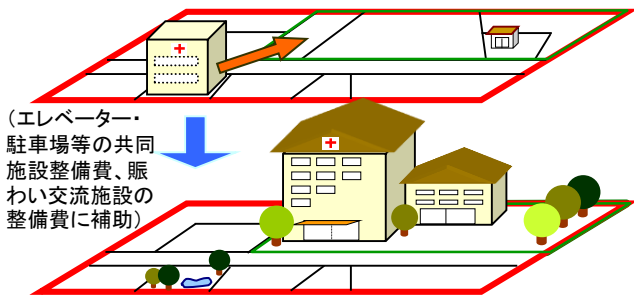
暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容

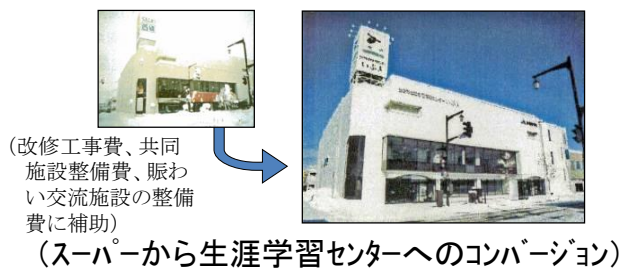


都市機能まちなか立地支援 公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助



対象施設要件

- ・認定基本計画への位置付け
- ・耐火建築物又は準耐火建築物※
- ・敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上等を満たすものであること※
- ・地階を除く階数が原則として3階以上※

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
※公益施設の割合が高い(1/10以上)等の一定の要件を満たす場合は、国費率加算(1/3→2/5)

※小規模連鎖型暮らし・にぎわい再生事業では対象施設要件として、個々の建物階数や構造は問わず、敷地面積1,000㎡未満の施設については複数の事業区域の敷地面積の合算が可能となる。

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援。

交付対象:市町村又は市町村都市再生協議会

交付率:概ね4割(立地適正化計画関連等、国の重要施策に合致したものについては交付率45%)

交付対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①】 都市再生整備計画の区域が以下の区域に定められているもの

〈立地適正化計画を作成している場合〉

○居住誘導区域内

〈立地適正化計画を作成していない場合〉

○市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域

※ ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

【要件②】

○歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がない区域※

※ 立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域を除き、作成していない市町村においては市街化区域等を除く。